

令和 3 年 6 月 22 日現在

機関番号：32420

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2020

課題番号：18K13065

研究課題名（和文）戦後義務教育財政システムのサブシステムとしての教職員給与制度形成過程に関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Formation Process of the Teachers' Salary System as a Subsystem of the Postwar Compulsory Education Financial System

研究代表者

植竹 丘（UETAKE, Takashi）

共栄大学・教育学部・准教授

研究者番号：90635244

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、「戦後義務教育財政システム」の「サブシステム」のうち「教職員給与制度」の成立過程及び地方での受容過程の分析を通じ、戦後義務教育財政システムの構造的理解を行うために、戦後教職員給与制度がどのように成立したかを明らかにした。
具体的には、「教職員給与制度」形成の要因の一つとして、戦後直後の財政逼迫の中で、地方団体が「統一した基準」を求めたことを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

戦後教育財政史研究の中で「空白地帯」となっていた教職員給与制度の形成過程を初めて明らかにした。今日の改革に対しても、経路依存を視野に入れた政策的オプションを提示するとともに、制度設計上の指針を提示。

研究成果の概要（英文）：This study reveals that one of the factors that led to the formation of the "Teachers' Salary System," the core system of the "Postwar Compulsory Education Finance System," was the demand for "uniform standards" by local governments in the financial crunch immediately after the war.

研究分野：教育財政

キーワード：戦後教育財政システム 教員給与

1. 研究開始当初の背景

本研究の指す「義務教育財政システム」のサブカテゴリである 財源制度、定数管理制度、教職員給与制度は、1980年代の財政逼迫を背景とした行財政改革や、近年の規制緩和・地方分権を基調とする改革の中で（法）制度の見直しが行われてきた。

財源制度に関しては、戦後の数年を除き約60年以上維持されてきた「義務教育費国庫負担制度」が中核となる。同制度は、1985年以降、対象費目の多くを一般財源化してきた。また、国庫負担比率は、「三位一体の改革」に伴って、2005年に、1/2から1/3に引き下げられた。

定数管理制度に関しては、1958年に制定された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「義務教育標準法」）によって、学級編制と各都道府県におくべき教職員定数の標準を定めていたが、2004年に「総額裁量制」を導入し、都道府県が教職員の配置を自主的に決定できるようになるなど、同法の運用が大幅に見直された。

教職員給与制度については、1950年に「国準抛制」が導入されたが、2004年の国立大学の独立行政法人化により、各都道府県が独自に決定するよう改められた。国立大学法人化と関連して、1953年に導入された義務教育学校、高等学校、大学の「三本建給与表」も廃止された。

これらの改革は、時間の長短はあるにせよ、戦後数十年にわたって大きな改正がなされず、「安定」してきた（法及び運用の）制度を改編しようとするものであるといえる。このような状況下で、義務教育財政に関する政策と制度設計のあり方を具体的に考察していくことが現在喫緊の課題となっている。この課題に答えるためには、現在見直しが進みつつある「戦後教育財政システム」についての実証的な制度史・政策史研究が展開されていく必要がある。

これまでの戦後義務教育財政制度研究は、その制定過程、特に立法過程に主たる分析の中心を置いてきた（市川昭午・林健久（1972）『教育財政』東京大学出版会、小川正人（1991）『戦後日本教育財政制度の研究』九州大学出版会、等）。これらの研究は、上掲の「サブシステム」のうち、財源制度と定数管理制度を主たる対象としてきた。その反面、残る「サブシステム」である教職員給与制度については、立法過程を含めた実証研究が存在しないだけでなく、教職員給与制度自体を「戦後教育財政システム」全体の中に位置づけた歴史的研究は管見の限り存在しない。

つまり、「国準抛制」と「三本建給与表」を中核とする教職員給与制度がどのように成立し、なぜ「安定」したのかという問いに先行研究は答えていないのである。

2. 研究の目的

研究目的は、「戦後義務教育財政システム」の「サブシステム」のうち「教職員給与制度」の成立過程及び地方での受容過程の分析を通じ、戦後義務教育財政システムの構造的理解を行うことである。

本研究が具体的に明らかにしたいこと（研究課題）は、戦後教職員給与制度がどのように成立し、どのように地方に受容されたかである。

研究対象は、1951年の「国準抛制」及び1953年の「三本建給与表の導入」である。

3. 研究の方法

本研究は、義務教育財政に関する政策と制度設計のあり方を具体的に考察していく上で要となる教職員給与制度について、1950年代の「立法・受容期」の政策（国準抛制の導入（1951）、三本建給与表の導入（1953））に焦点を当てて検討する歴史研究である。その際、一次史料として関係する公文書、二次史料として特に重要な役割を担ったアクターの回顧録や追悼集を史料として分析を行う。

4. 研究成果

本科研費における3年間の助成機関を通じて、

(1) 上掲の目的を達成するために、本研究の時期区分でいう「戦後義務教育財政システム」の「立法・受容期」の中央政府内の政治過程に関わる史料収集を行った。具体的には、文部省・諸政党の政策に関する公式文書、衆参両院の本会議や文教関係委員会、臨時教育審議会等政府関係審議会の議事録等に関しては、国立国会図書館及び同憲政資料室、国立公文書館、国立教育政策研究所教育図書室、文部科学省図書室、日本教職員組合図書室において収集した。

(2) 本研究の遂行には、教育学のみならず、政治学、行政学、経済学、財政学、歴史学等、隣接諸分野の知見を必要とする。よって、国内外の諸文献及び史料を網羅的に収集した。

具体的な研究業績としては、投稿中の論文を除き、学会誌論文一点、報告書所収論文三点、学会発表一点となったが、助成期間を通じて収集した史料を用いた研究論文を令和3年度中に執

筆予定である。

[学会誌論文]

植竹丘「戦後義務教育財政システム確立期における地方団体の教育財政・定数管理問題 ー群馬県を事例としてー」日本教育制度学会編『教育制度学研究』第26号，東信堂，2019，pp.112-32．【査読あり】

[報告書論文]

植竹丘「教員人事異動の概要」『県費負担教職員制度運用の多様性に関する調査研究報告書』(渡邊恵子研究代表「地方教育行政の多様性・専門性に関する研究」報告書(第4分冊))国立教育政策研究所，2019，pp.10-24．

植竹丘「学校『施設・設備』に対する事務職員の関わり方」『令和2年度 第52回埼玉県学校事務研究大会研究集録』埼玉県公立小中学校事務職員研究協議会，2020，pp.45-50．【招待あり】

植竹丘「『標準的職務』と事務職員の職務・職域・職能」埼玉県公立小中学校事務職員研究協議会編『令和2年度研究大会記録・研修報告・研修資料集』2021，pp.65-74．【招待あり】

[学会発表]

植竹丘「戦後義務教育財政システム確立期における地方団体の教育財政・定数管理問題 ー群馬県を事例としてー」日本教育制度学会第26回大会課題別セッション「教育財政制度(史)研究の前進」，神戸大学鶴甲第2キャンパス，2018年11月11日．

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 植竹丘	4. 巻 26
2. 論文標題 戦後義務教育財政システム確立期における地方団体の教育財政・定数管理問題 - 群馬県を事例として -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本教育制度学会編『教育制度学研究』	6. 最初と最後の頁 112-132
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 植竹丘
2. 発表標題 戦後義務教育財政システム確立期における地方団体の教育財政・定数管理問題 群馬県を事例として
3. 学会等名 日本教育制度学会第26回大会課題別セッション 「教育財政制度（史）研究の前進」
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------